

# 千葉市道路パトロール実施要領

(目的)

第1条 この要領は、千葉市の管理する道路が常時良好な状態に保たれるよう、道路パトロール（以下「パトロール」という。）を実施することにより、道路状況及び道路の利用状況を把握し、道路の異常及び不法占用等を発見した場合においては、適宜、適切な措置を講ずるとともに、管理者として道路管理をするうえで必要な下記情報等を収集することについて定め、道路管理の適正化及び安全確保に資することを目的とする。

- 1) 道路の異常、破損等を発見し、道路構造の保全を図る。
- 2) 交通に支障を与える障害物または与えるおそれのある異常の発見。
- 3) 道路の交通状況の把握。
- 4) 占用工事、請負工事等の実施状況の把握。
- 5) 道路の不法使用、不法占用に対する指導、取締り。
- 6) 緊急を要する異常の発見した場合の応急措置。

(管轄区域)

第2条 パトロールに係る各土木事務所の管轄区域は、原則として当該土木事務所の道路管轄区域とする。

(パトロール体制)

第3条 パトロール体制は、各土木事務所の所長（以下「所長」という。）の統括のもとに、当該土木事務所職員及び直近要員（以下「パトロール要員」という。）をもって構成するものとする。

(通常パトロール)

第4条 通常パトロールは、平常時における道路状況及び道路の利用状況の安全を把握するために行うパトロールで、次の各号に掲げる対象物について、原則として国道、主要地方道、一般県道、幹線市道（以下「幹線道路」という。）を対象に1週間に1回、パトロールカーの車内から目視により行うものとし、必要に応じ徒歩により確認を行うものとする。また、路面の破損、障害物の有無は必須項目とし、月毎に重点項目を定めるものとする。

- (1) 路面の状況（路面の穴、段差（橋梁境界部）ひび割れ、わだち掘れ及び凹凸）
- (2) 路肩の状況（車道部との段差、穴、欠損）
- (3) 排水施設の状況（排水施設の破損及び通水状況、柵周りの落葉）
- (4) 法面の状況（法面の崩壊、倒木等の有無）
- (5) 交通安全施設の状況（防護柵、照明施設、道路標識、視線誘導標、カーブミラー等の破損、区画線、チャッターバー、その他付属施設の破損）
- (6) 中央帯、緑化施設の状況（縁石の破損、街路樹による道路標識、信号遮蔽の有無）
- (7) 道路工事、占用工事（保安施設の設置状況及び交通処理）
- (8) 道路の不法使用、不法占用の状況

(夜間パトロール)

第5条 夜間パトロールは、夜間における道路状況及び道路の利用状況及び況の安全を把握するために行うパトロールで、次の各号に掲げる対象物について、原則として幹線道路を対象に1月に1回、パトロールカーの車内からの目視により行うものとし、必要に応じ徒歩により確認を行うものとする。

- (1) 道路照明施設の点灯状況
- (2) 道路標識の視認状況
- (3) 区画線の視認状況
- (4) 視線誘導標の視認状況
- (5) 道路工事、占用工事（安全対策及び交通規制の実施状況  
（定期点検パトロール）

第6条 定期点検パトロールは、通常パトロールでは確認し難い、または確認し得なかった道路の異状および道路施設の状況を把握するために行うパトロールで、主に通常パトロールでは確認できない箇所を徒歩等により外観を視認できる範囲で確認する。

なお、点検項目は通常パトロールに準ずる

- (1) 年末年始等の長期休暇前にパトロールカーによる視認確認（適宜）
- (2) 各種イベント前や歩行者専用道路等で、歩行者交通が集中する道路施設視認確認  
（適宜） ・ ・ 歩行パト
- (3) 自転車交通量が多い道路で、自転車等による道路施設視認確認  
（1回／月） ・ ・ 自転車パト

（異常時パトロール）

第7条 異常時パトロールは、台風、豪雨、降雪、地震等により、交通障害若しくは災害が発生した場合又はその恐れがある場合の道路状況及び道路の利用状況を把握し、適切な措置を講ずるために行うパトロールで、原則としてパトロールカーの車内からの目視により行うものとし、必要に応じ徒歩により確認を行うものとする。

2 災害対応マニュアルに沿ったパトロールを行う。

3 道路冠水及び凍結等により通行支障や事故が発生した箇所（地下道含む）については、位置図、写真を記録しておき、スムーズにパトロールできるよう備える。

（実施計画の策定）

第8条 所長は、パトロールの種類ごとにパトロール実施計画を策定し、かつ、月毎に重点項目を定めて効果的な実施を図るものとする。

2 所長は、あらかじめ職員を指名し、前項に定めるパトロール実施計画等に従いパトロールを行わせるものとする。

（パトロールの準備）

第9条 パトロール要員は、パトロールに先立ち車両及びパトロール機器の点検を行うものとする。

2 パトロール要員は、パトロールに適する服装等を着用し、パトロールの種類及び道路の状況に応じ、次に掲げる資機材のうち必要と認められるものを携行するものとする。

- (1) 測定器具
- (2) 保安器具
- (3) 応急処理材料
- (4) 工具
- (5) 照明器具
- (6) 道路管理資料
- (7) カメラ及び通信機器

（パトロールの実施）

第10条 パトロール要員は、次に掲げる事項を遵守して行うものとする。

- (1) パトロールはパトロールカー又はこれに準じる車両を使用し、2人以上のパトロール要員をもって行うものとする。
- (2) 出発に際して所長等上司(以下「所長等」という)から必要な指示を受けるものとする。
- (3) 常に身分証明書を携帯し、関係者から請求があったときは、これを呈示するものとする。
- (4) 道路及び道路付属物等の損傷、路上障害物件を発見した場合には、速やかに交通の危険を防止するため、その場でとりうる適切な措置を講ずるとともに、必要に応じて所長等にその状況を報告し指示を受けるものとする。
- (5) 占用工事等に起因して道路交通及び沿道の土地利用に支障が生じている場合又は、その恐れがある場合には、標識及び保安施設の設置、交通の誘導、障害物の除去等について、原因者に対し指示するとともに、発見の日時、場所及び状況を所長等に報告するものとする。
- (6) 道路の不法占用等その他道路の管理上支障となる行為を発見した場合には、その場でとりうる適切な措置を講ずるとともに、発見の日時、場所及び状況を所長等に報告するものとする。
- (7) 緊急的に対応する必要がある場合は、速やかに関係機関に連絡するとともにその場でとりうる適切な措置を講じ、所長等にその状況を報告し指示を受けるものとする。
- (8) パトロールに当って必要と認めるときは、写真撮影をし、日時・場所及びその状況等を記録しておくものとする。
- (9) パトロール中は、常時連絡が可能な状態にすること。

(パトロール日誌)

第11条 パトロール要員は、パトロール終了後遅延なくその結果を所長等に口頭で報告し、パトロール日誌に記載し、供覧するものとする。

(業務委託)

第12条 パトロール業務は、その業務の一部を委託することができるものとする。

(委任)

第13条 この要領に定めない事項については、土木部長が定める。

附 則

この要領は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。